

○近江八幡市放課後児童クラブ新規運営者の基準等に関する要綱

平成25年12月2日

告示第222号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び近江八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年近江八幡市条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき、新たに近江八幡市放課後児童クラブ及び放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する運営者の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2告示73・一部改正)

(事前協議)

第2条 新規の事業（近江八幡市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を分割する場合を含む。）を運営しようとする者（以下「申請者」という。）は、近江八幡市放課後児童健全育成事業実施に係る事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設立趣旨、事業内容等の団体等の概要がわかる書類
- (2) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）
- (4) 経営方針及び運営規則
- (5) 予定する組織及び人員体制を示す書類
- (6) 収支予算書及び事業実施計画書
- (7) 事業を遂行する資力があることを証する書類（資金計画書）
- (8) 使用予定施設調書（各室の寸法及び面積のわかるもの）
- (9) 申請者が法人の場合にあっては、法人税、法人県（道都府）民税、事業税、法人市（町村）民税、固定資産税、上水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類
- (10) 申請者が非法人の場合にあっては、代表者が所得税、市（町村）民税、県（道都府）民税、固定資産税、国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを証する書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、事前協議書の提出があったときは、次に掲げる事項について速やかに審査するものとする。

- (1) 条例に規定する基準を満たしていること。
- (2) 近江八幡市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成31年近江八幡市告示第109号。以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条の規定に適合していること。
- (3) 運営主体の安定的な運営が見込まれること。
- (4) 近隣のクラブの状況及び小学校施設等を利用した放課後施策の実施状況と適合すること。
- (5) 保育に対する需要があり、事業を実施することが適当な地域であること。

3 市長は、事前協議書の内容を審査し、承認又は不承認を決定して近江八幡市放課後児童健全育成事業事前協議承認・不承認通知書（別記様式第2号）により、事前協議書の提出後30日以内に申請者に通知するものとする。ただし、承認した場合においても、交付要綱に基づく補助金の交付を保証するものではない。

(令2告示73・旧第3条繰上・一部改正)

(運営主体の安定的な運営)

第3条 前条第2項第3号に定める運営主体の安定的な運営が見込まれるとは、申請者が次に掲げる要件の全てを満たしていることをいう。

(1) 事業の趣旨に基づき、地域及び学校との連携を図りながら、「遊びの場」及び「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を確保できる運営主体であること。

(2) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

(3) 代表者又は役員が、次のいずれにも該当していないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団、暴力団員又はアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

2 申請者は、前項各号について要件を満たしていることを誓約書その他の書類により示さなければならない。この場合において、当該記載事項に関し、警察当局に照会することについて、その旨あらかじめ同意したものとみなす。

(令2告示73・旧第4条繰上・一部改正)

(承認の取消)

第4条 市長は、第3条第1項各号の添付書類及び前条第2項に規定する誓約書その他の書類に虚偽があったときは、承認を取り消すことができる。

2 申請者は、承認を取り消された場合は、事業を運営することができない。

(令2告示73・旧第5条繰上・一部改正)

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令2告示73・旧第6条繰上・一部改正)

付 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

付 則（令和2年告示第73号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和4年告示第315号）抄

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

年 月 日

近江八幡市長 宛

所在地

名 称

(法人はクラブ名も
記入すること。)

代表者職氏名

(担 当 者 名
連絡先電話)

近江八幡市放課後児童健全育成事業実施に係る事前協議書

近江八幡市放課後児童クラブ新規運営者の基準等に関する要綱に基づいて、次のとおり
事前協議書を提出します。

1 クラブの名称

2 クラブ所在地 〒 —

3 運営主体

4 見込対象児童数

	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
見込対象児童数							
うち障がい児数							

5 使用予定施設 別紙使用予定施設調書のとおり

6 予定開設時間

- (1) 平日(月～金曜日) 時 分 から 時 分 まで
(2) 土曜日 時 分 から 時 分 まで
(3) 学校長期休業日 時 分 から 時 分 まで
(4) 閉所日()

7 予定開設日数(年間) 日

8 添付資料

(1) 新規開設の場合

近江八幡市放課後児童クラブ新規運営者の基準等に関する要綱第2条第1項に定め
る添付書類

(2) 分割の場合

ア 上記(1)の書類

イ 分割の確認書類

(ア) 従前のクラブが分割することを意思決定した議事録等

(イ) 分割後の従前クラブの対象児童数の見込み人数

使用予定施設調書

施設の種別	所有 ・ 借上(民間・自治会館等・その他())		
所有者又は貸主		借用条件(期間、賃借料等) ※契約書写しを添付のこと。	
		月 日 ~ 月 日 月額 賃借料 円	
施設構造		施設面積 (m ²)	内諾の有無
		土地： 建物：	有 ・ 無
市街化調整区域の場合	☐ 既存建物の用途変更及び増改築により実施 →都市計画法及び建築基準法の手続見込み()		
	☐ 新築により実施 →都市計画法及び建築基準法の手続見込み()		
	※申請中の場合は、申請書(写)と受付番号の分かるものを添付		
位置図			
施設平面図			

放課後児童クラブ設立趣旨書

名称

代表者職氏名

1 放課後児童クラブ設立の趣旨
2 放課後児童クラブ設立の経緯
3 その他特記事項(事業内容等及び団体の概要)

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

印

近江八幡市放課後児童健全育成事業事前協議承認・不承認通知書

年 月 日付け近江八幡市放課後児童健全育成事業実施に係る事前協議書について、次のとおり決定したので通知します。

1 承認 ・ 不承認

2 理由（不承認の場合）

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

（令 2 告示 7 3 ・ 全改、令 4 告示 3 1 5 ・ 一部改正）

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

（令 2 告示 7 3 ・ 全改）